## 報告第11号

## 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22 条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査 委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

> 令和 7 年 9 月 1 日 提 出 志摩市長 橋 爪 政 吉

> > 記

(%)

特別会計の名称	資金不足比率
志摩市下水道事業会計	- (20.0)

<sup>※</sup> 括弧内の数値は、経営健全化基準である。